

平成19年度入善町人事行政の運営等の状況

入善町人事行政の運営等の公表に関する条例（平成17年入善町条例第1号）第6条の規定に基づき、入善町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成20年4月1日現在の状況等を公表をします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

(単位：人)

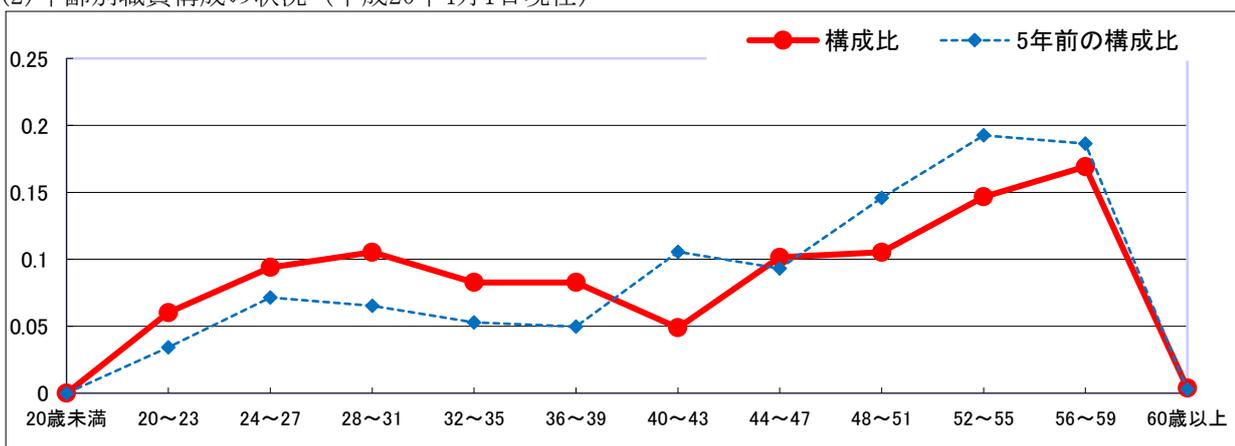
部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減表	主な増減理由
			平成20年	平成19年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4		
		総 務	38	38		
		税 務	14	13	1	業務の増
		民 生	90	91	△ 1	その他部門への異動
		衛 生	13	13		
		労 働				
		農林水産	12	9	3	災害復旧事業の増
		商 工	3	3		
		土 木	16	17	△ 1	機構改革による見直し
	計	190	188	2	(参考) 人口1万人当たり職員数 68.54人 (類似団体の人口1万人当たり職員) 66.68人	
	教 育 部 門	31	36	△ 5	事務の合理化	
	消 防 部 門	25	26	△ 1	欠員不補充	
	小 計	246	250	△ 4	(参考) 人口1万人当たり職員数 88.73人 (類似団体の人口1万人当たり職員) 84.71人	
公 営 会 企 計 業 部 門	下 水 道	10	13	△ 3	機構改革による見直し	
	そ の 他	10	9	1	医療保険事務の増	
	小 計	20	22	△ 2		
合 計		266 [290]	272 [290]	△ 6 [0]	(参考) 人口1万人当たり職員数 95.95人	

(注) 1 職員数は国の定員管理調査のうち部門別に計上された人数です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

なお、平成17年4月1日に条例定数340人を290人に改正しています。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成20年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	16人	25人	28人	22人	22人	13人	27人	28人	39人	45人	1人	266人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

町では簡素で効率的な行政を推進するため、平成17年度に策定した新しい定員適正化計画に基づき、職員数の抑制に努め、適正な定員管理を行っています。

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
287人	270人	17人	△ 5.9%

(参考) 第2次入善町行政改革大綱における定員管理の数値目標(率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	平成16年度比 12.3%削減

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17～20年計	(参考)数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	199	196	188	190			—	—
	増減		△ 3	△ 8	2			△ 9	—
教育	職員数	40	39	36	31			—	—
	増減		△ 1	△ 3	△ 5			△ 9	—
消防	職員数	26	26	26	25			—	—
	増減		0	0	△ 1			△ 1	—
公営企業等 会計	職員数	22	22	22	20			—	—
	増減		0	0	△ 2			△ 2	—
計	職員数	287	283	272	266			—	270
	増減		△ 4	△ 11	△ 6			△ 21 (123.5%)	△ 17

(注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間です。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

③ 適正化の手法

- ・組織の統廃合、事務事業の見直し、民間委託の推進等

(4) 採用の状況(平成19年度)

14名採用(競争試験:14名)

(5) 昇任の状況(平成19年度)

24名(参事:3名、課長:5名、主幹:2名、課長代理:1名、係長:6名、保育所長:7名)

※ ()内は昇任後の階層等毎に分類したもの

(6) 退職の状況(平成19年度)

16名退職

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H20. 3. 31日現在)	歳出額 A	実質支出	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H18年 度の人件費率
19年度	人 27,723	千円 10,562,232	千円 398,006	千円 1,977,590	% 18.7	% 21.0

- (注) 1 普通会計とは、下水道事業・国民健康保険等を除く町事業全般を行うための会計をいいます。
2 人件費は、町長・議員等の特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	類似団体平均1人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 244	千円 896,277	千円 86,387	千円 351,531	千円 1,334,195	千円 5,468	千円 5,919

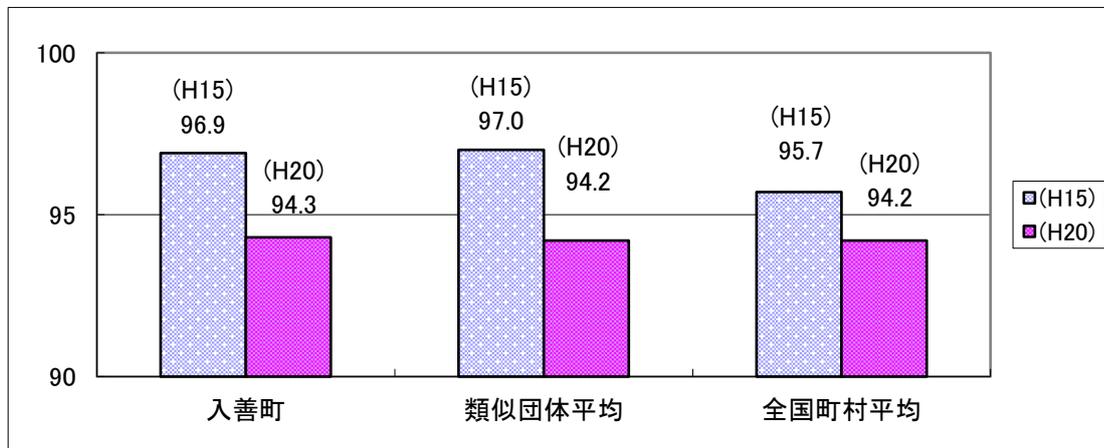
〈参考〉

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
2 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

該当なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
入 善 町	41.0 歳	306,827 円	342,612 円	319,962 円
富 山 県	43.8 歳	350,700 円	419,200 円	375,315 円
国	41.1 歳	325,113 円	—	387,506 円
類 似 団 体	43.6 歳	329,294 円	382,808 円	363,049 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
入 善 町	50.8 歳	32 人	276,881 円	283,218 円	279,021 円
うち学校給食員	48.0 歳	10 人	262,650 円	266,040 円	262,650 円
うち用務員	56.9 歳	7 人	306,785 円	312,242 円	309,357 円
富 山 県	50.4 歳	376 人	356,200 円	398,000 円	373,282 円
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	—	320,623 円
類似団体	49.4 歳	23 人	272,929 円	293,007 円	285,603 円

民 間			参考 A/B	区 分	参 考		
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)			年収ベース (試算値) の比較		
—	—	—	—	入 善 町	—	—	—
調理師	41.9 歳	244,800 円	1.09	うち学校給食員	4,493,280 円	3,408,800 円	1.32
用務員	53.9 歳	225,900 円	1.37	うち用務員	5,200,704 円	3,227,400 円	1.61

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成17年～19年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
入 善 町	40.9 歳	303,304 円	352,087 円	320,576 円
類似団体	41.3 歳	320,646 円	396,543 円	365,567 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(6) 職員の初任給の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分		入善町	富山県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	(Ⅱ種) 172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	(Ⅲ種) 140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	130,300 円	—
	中学卒	129,200 円	120,200 円	—
消 防 職	大学卒	187,500 円	—	—
	高校卒	158,100 円	—	—

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成20年4月1日現在）

区分		経験年数		
		10年以上 ～ 15年未満	15年以上 ～ 20年未満	20年以上 ～ 25年未満
一般行政職	大学卒	278,672 円	314,400 円	366,054 円
	高校卒	— 円	278,650 円	313,666 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	176,050 円	218,000 円	268,400 円
消防職	大学卒	255,100 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	275,950 円	294,000 円

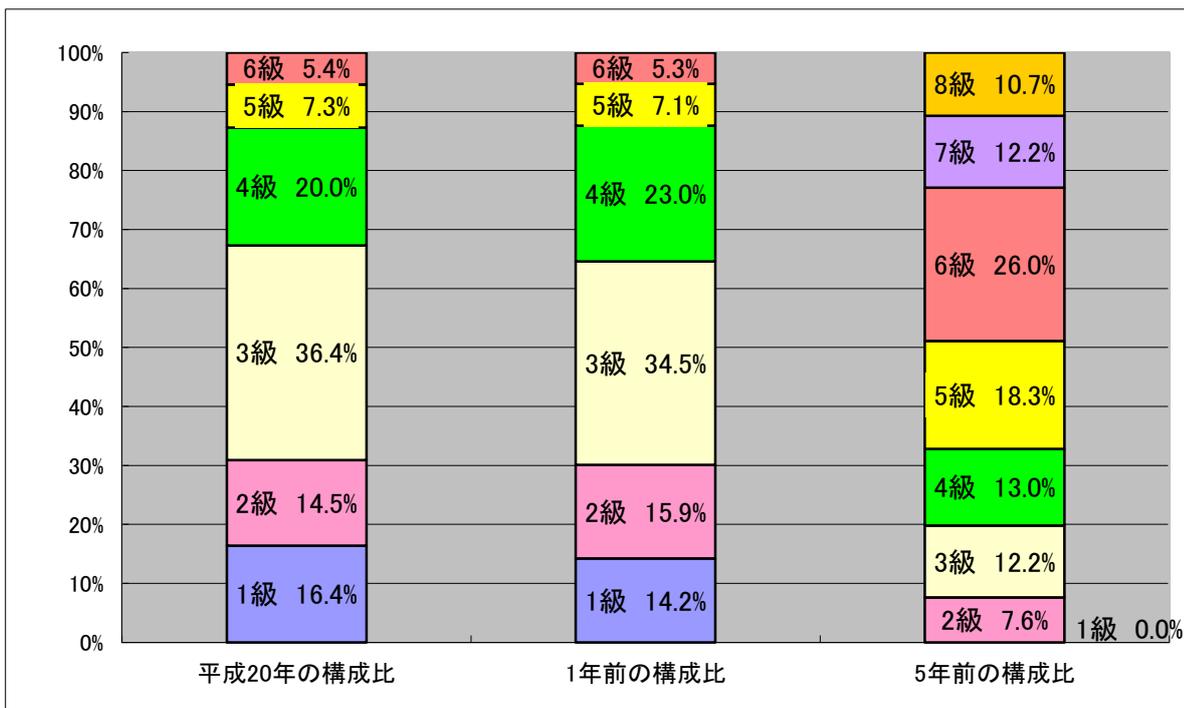
(8) 一般行政職の級別職員数の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事 技師 主事補	18 人	16.4%
2級	主事 技師	16 人	14.5%
3級	係長 主査 主任	40 人	36.4%
4級	課長代理 係長 主査	22 人	20.0%
5級	課長 班長 主幹	8 人	7.3%
6級	参事 課長	6 人	5.4%
計		110 人	100.0%

(注) 1 入善町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

② 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年4月1日及び10月1日を評定基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。</p> <p>2. 昇給への勤務成績の反映状況 業績、態度及び能力を総合的に5段階（A～E）の絶対評価を実施し、その評価結果に基づき昇給区分（0～5号給）を決定。 平成21年1月1日の昇給において、一般行政職（町長部局）の昇給対象職員95名中の分布状況は、上位区分（5号給）に決定された者が11%、標準区分（3号給）に決定された者が84%、下位区分（0～1号給）に決定された者が5%であった。</p>

(9) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

入 善 町	富 山 県	国
1人当たり平均支給額 (H19年度) 1,455 千円	1人当たり平均支給額 (H19年度) 1,904 千円	—
(H19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	(H19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分	(H19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～15% ・ 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 15%～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

〈参考〉 勤勉手当への勤務実績の反映の状況

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年4月1日及び10月1日を評定基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。</p> <p>2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況 業績、態度及び能力を総合的に5段階（A～E）の絶対評価を実施し、その評価結果に基づき成績率を決定。 平成20年12月の勤勉手当において、一般行政職（町長部局）の昇給対象職員103名中の分布状況は、上位区分（79.5/100）に決定された者が10%、標準区分（72/100）に決定された者が84%、下位区分（58/100～65/100未満）に決定された者が6%であった。</p>

② 退職手当(平成20年4月1日現在)

入 善 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 10,866 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 22,993 千円

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当

制度無

④特殊勤務手当

制度無

(※平成17年4月1日から特殊勤務手当廃止)

⑤時間外勤務手当

支給実績 (19年度決算)	46,112 千円
職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	170 千円
支給実績 (18年度決算)	41,039 千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	163 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当・夜間勤務手当を含みます。

⑥その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(H19年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合はそのうち1人について11,000円) 3 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ		15,427千円	200,346円
住居手当	1 借家等 ① 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ② 家賃23,000円を超える場合 (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 (最高限度額27,000円)	同じ		1,595千円	113,925円
	2 自宅 新築又は購入から5年を経過しないものに居住している世帯主 2,500円	同じ			
通勤手当	1 交通機関等利用職員 1月当たりの運賃等相当限度額 55,000円	同じ		9,309千円	45,411円
	2 自動車等使用職員 3,000円 ~ 21,500円 (2km以上~4km未満) (40km以上)	異なる	国は2,000円~ (2km以上~5km未満) 24,500円(60km以上)		
管理職手当	管理又は監督の地位ある職員の職務の級及び役職の区分別に定額が支給 6級 58,200円 ~ 5級 35,700円	異なる	職務の級が異なる	10,054千円	558,572円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一回の勤務につき 4,200円	同じ		521千円	4,200円

管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ・6時間以下の場合 6,000円～4,000円 ・6時間を超える場合9,000円～6,000円	異なる	国は ・6時間以下の場合 12,000～6,000円 ・6時間を超える場合 18,000～9,000円	－ 千円	－ 円
--------------------	--	-----	---	------	-----

(10) 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	町 長	825,000 円	〈参考〉類似団体における最高／最低額 931,000 円 / 514,000 円	
	副町長	675,000 円	768,000 円 / 461,000 円	
報酬	議 長	362,000 円	452,000 円 / 275,000 円	
	副議長	314,000 円	372,000 円 / 213,300 円	
	議 員	294,000 円	340,000 円 / 192,600 円	
期末手当	町 長 副町長	(平成19年度支給割合) 3.35 月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成19年度支給割合) 3.35 月分		
退職手当	町 長	(算定方式) 給与月額×在職月数/12月×500/100	(1期の手当額) 1,650万円	(支給時期) 任期毎
	副町長	給与月額×在職月数/12月×280/100	756万円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給与月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤 務 時 間	8:30 ～ 17:30
休 憩 時 間	12:00 ～ 13:00

※ 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員（保育所、各種施設）は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の状況

職員の休暇、休業制度については、町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区 分	休暇（休業）期間等 （1年当たり）	平成19年の取得状況
年次休暇	20日	平均 6.3 日
夏季休暇	4日以内	平均 3.4 日
病気休暇	3月以内	取得者 26 人 (5日以上連続して取得した者 20人)
介護休暇	6月以内	
育児休業	子が3歳に達する日までの期間内	取得者 8 人 (H19年中の新たな取得者 6人)

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成19年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

降 任	免 職	休 職	降 級	合 計
— 人	— 人	3 人	— 人	3 人

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職質を十分に果たすことができない場合に行われる職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成19年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
— 人	1 人	— 人	— 人	1 人

※ 懲戒処分とは、公務における規則と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

5. 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成19年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免 除 の 事 由	平成19年度の承認件数
研修を受ける場合	32 件
定期健康診断等、厚生に関する計画の実施に参加する場合	8 件
当該地方公共団体の特別職、消防団員等としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	— 件
任命権者が特に認める場合（職員永年勤続表彰出席、運転免許教習、職員団体交渉等）	4 件
合 計	44 件

※ 町職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間内において職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況（平成19年度）

職員の研修の状況については、次のとおりです。

①階層別研修 9講座 受講者数 43名

新任職員研修、吏員基礎・継続研修、新任・現任係長研修、主幹研修、新任・現任課長研修、管理者研修

②専門研修 10講座 受講者数 32名

政策法務研修、政策形成研修、ディベート・プレゼンテーション・パソコン研修、創造性開発研修、
接遇指導者研修、研修担当特別研修、とやま夏季大学研修、日本自治学会研修

③派遣専門研修 7講座 受講者数 7名

県中堅幹部養成研修、国内外研修プログラム、行政専門講座研修、市町村アカデミー研修、
介護専門研修

④特別研修

人事被評価者研修、新任職員実施研修・議会傍聴、防火管理者・防災無線研修、電話・窓口応対接遇研修

⑤保健教養研修、各種講演会聴講

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績の評定の状況は、次のとおりです。

ア 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司が評定者となり、その職員の知識・技能、理解力、創意工夫力、表現・応対力等の能力評定、服務規律、責任制、積極性、協調性、コスト意識の態度評定、仕事の質・量の業務評定について項目毎に評価を行った上で、A～Eの5段階評定で総合評価を行います。

イ 評定時期

評定は4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に年2回実施します。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

主な項目	者等	実施状況
・定期健康診断	全職員	238名
・生活習慣病予防検診	40歳以上の希望職員	147名
・人間ドック	40歳、50歳節目年齢の職員	2名
・一般健康相談	希望職員	年1回
・健康管理講演会	内容「肥満の予防について」	年1回

(2) 福利事業

球技大会参加助成（1大会）、職員サークル活動助成（1サークル）

(3) 福利厚生事業に係る決算額

1,688千円（平成19年度）

(4) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として富山県市町村共済組合に加入

当該共済組合により短期給付（医療保険）、長期給付（年金）のほか福祉事業が行われています。